

# 寄 附 申 込 書

学校法人南山学園南山高等学校・中学校女子部の教育・研究設備の整備および教育の充実に充てるための寄附を下記のとおり申し込みます。

年 月 日

学校法人 南山学園

理事長 市瀬 英昭 殿

## 記

寄附申込者ご名称 (ふりがな)  
\_\_\_\_\_  
(法人の場合は、代表者をお書き下さい)

寄附申込者ご住所 〒 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

寄附申込者ご連絡先 \_\_\_\_\_

寄 附 金 額 金 \_\_\_\_\_ 円

寄附金振込予定日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

銀行口座名 三菱UFJ銀行 八事支店 普通預金 0233113  
学校法人 南山学園 女子部

### 【確認事項】

- ※ 当該寄附により、寄附によって設けられた設備を専属的に利用すること、その他特別な利益を受けることはありません。
- ※ 南山学園が設置する大学・高等学校・中学校・小学校・幼稚園の新入生またはその保護者より、**入学願書受付の開始日から入学年の12月末日までに賜ります寄附**は、税法上「学校の入学に関してする寄附金」とみなされ、原則、税控除の対象となりませんので何卒ご了承ください。この事例に該当する場合は下記の項目にチェック☑を入れてください。(入学の翌年1月からは新入生の保護者であっても所得税控除の対象となります。)
  - 南山学園が設置する大学・高等学校・中学校・小学校・幼稚園の新入生、または新入生の保護者であり、入学願書受付開始日から入学年の12月末日までの期間の寄附である。
  - 南山学園が設置する大学・高等学校・中学校・小学校・幼稚園に入学願書・入園願書を送付した方、またはその保護者であり、入学願書受付開始日から入学年の12月末日までの期間の寄附である。なお、この項目は受領書発行に係る確認を行うための項目であり、「学校の入学に関してする寄附金」を促すためのものではありません。また、寄附の有無が入学者選抜に影響を与えることはありません。
- ※ 当該寄附が出資目的の寄附である場合、特定公益増進法人に対する寄附金控除等の税制上の措置の対象外となります。この事例に該当する場合は下記の項目にチェック☑を入れてください。出資目的とは「金銭等の財産を提供して株式や出資持分を取得する行為全般」を指すものです。
  - この寄附は南山学園への出資を目的とした寄附である。
- ※ お預かりした個人情報は、寄附に関わる手続き以外には使用いたしません。ただし、南山学園に対する個人の寄附は所得控除や税額控除といった税制上の優遇措置が講じられています。これにより、お預かりした個人情報を文部科学省や地方自治体に提供する場合があります。また、当法人の①役員、②役員と親族関係を有する方、③役員と特殊の関係にある方からの寄附の情報は、条件によって閲覧に供する場合があります。

《送付先》 〒466-0833 名古屋市昭和区隼人町17番地 南山高等学校・中学校女子部